

飛騨高山もりのエコハウス推進協議会 第3回運営委員会 記録

■日 時：平成22年1月19日（火） 17:00～18:30

■場 所：高山市役所 3階 302会議室

■次 第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) エコハウスの管理運営について
 - (2) エコハウス パネル案について
 - (3) その他
エコハウスのエネルギー消費率
4. 閉会



■議事内容

(1) エコハウスの管理運営について

【エコハウスの位置づけと管理方針案】

- ・ エコハウスの財産の取り扱いは、普通財産とする方向で検討を進めている。
- ・ 管理は公的な団体に対して、開館日などの貸付条件を設定の上、無償貸付契約を行う。
- ・ 公的な団体とは、規約を定め、その目的が公共性のあることが条件で、「飛騨高山もりのエコハウス推進協議会」はこれに該当し、特に議会の議決は必要無い。
- ・ 本協議会が管理団体となるかどうかについては、協議会に諮る必要があるが、本協議会で管理することを前提に検討を進めることとする。

【運営方針について】

- ・ 体験宿泊利用については、実費分を徴収することは可能で、年間まとめて国に報告することになると思われる。
- ・ 管理経費の内、火災保険については市で対応、その他経費、セキュリティー等の市負担は無い。
- ・ エコハウス内の利用は、エコハウス普及促進のためのものであれば認められる。また、誰もが等しく利用できるものとする。
- ・ 開館の曜日、時間帯等については、今後、市で検討し運営委員会へ提示する。
- ・ 具体的な利用規約や利用料金の設定、事務局的な組織（運営部会など）の設置などを検討し、次の運営委員会に諮る。
- ・ 宿泊体験を可能とするために、不足する家具等の調達が必要であるが、協議会メンバー内で、展示を兼ねた家具提供が可能か検討する。
- ・ テレビ、インターネット、セキュリティーなどの諸経費について試算し、利用料金で賄うか会費

で賄うかなど検討する。

(2) エコハウス パネル案について

【構成について】

- ・ 技術紹介の各項目において、冒頭の3つのテーマのどれが該当しているかを、色分けで表示すれば分かりやすいのではないか。
- ・ 住宅性能の解説パネルは最後にする。
- ・ 高山らしさの一つである「地域材の活用」について、解説するパネルを設けることとし、ウッドマイレージや木材の環境循環などを紹介する。

(3) その他

【エコハウスのエネルギー消費率】

- ・ IV地域の場合についても算定し、比較することとする。

以上